

是時名と散田 (八)

——「西福寺文書」年未詳二月二十八日付
是時名・久延名作職重書をめぐって——

寺 下 一 義

註

(100) 笠松は、「二ノ門前」内の東端。『西福寺誌』

(前掲) は、先の「辻堂地蔵尊」に続けて、「傘

(笠) 松」を次のように記す(二六頁。原文のル

ビは省略)。

堂前には原河ありて板橋を架せらる、^(寺カ)當時草

創の時には石造なる由道残上人の縁起に註さ

る、それより数歩にして傘松の遺址あり。

「傘松」は白狐現じて開山上人を迎えし遺址

にて傘の如き形の老松近年まで存在せりと云。

半田は「一ノ門前」(原地籍12)・「二ノ門前」

双方にあり、中者の西側。札場は「一ノ門前」内

にあり、現在の高松清氏宅(図IIのB)の東側に

位置する。以上、土地の呼称・位置については、

前田賢次氏の御教示にしたがう。

(109) 辻子堂の除地分耕地が「外辻堂」(原地籍16)

ではなく、「内辻堂」内に存在したと推測する理

由は、もしそれが「外辻堂」に散在していたな

らば、「外下原」(表II(A)の⑨)のごとく、「外

辻子堂」と明記されるはずだと考えたからである。

(110) 表IIの(A)・(B)より、「一ノ門前」・「二ノ門

前」・「内辻堂」・「下原」の各地籍内に散在し

た除地分耕地を算出すると、表高(①)・⑧・⑩)

は一町四反五畝二四歩(⑨)・⑩の外下原・下原内

外を加えると一町七反二四歩)で、全耕地の六

五・五(七六・七)パーセントとなり、内高(①

⑦)・⑩)は二町二反七畝一七歩で、全耕地の七

九・九パーセントを占める。

(111) 上知一件にも「右境内山林田畑慶長三年御検地

之節、従前之通除地ト被成下、木村宗左衛門殿判

物有之候」との記載がある。西福寺としても、太

閤検地以前に安堵された寺領を「除地」と認識し

ていたのである。また、「西福寺古図」の詞書に

は「境内 南北十一町余除地○

外ニ東西 余高野ニテ除地」と

あり、西福寺には境内地(「南北十一町余」の記

載から、「一ノ門前」・「二ノ門前」を含む敷地

全域と推定される)・高野周辺二ヶ所の除地が認

められていたことを知る。是時・久延両名の名耕

地が、この二ヶ所を中心とする地域に散在してい

たことは確実である。

(112) 「西福寺文書」四。

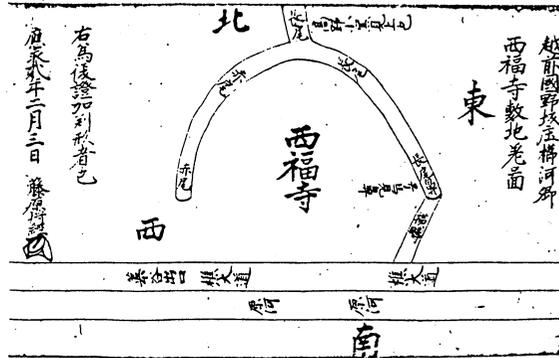
(113) 「西福寺文書」一九。なお、この時、将経は未

寺下 是時名と散田 (八)

北	高野乃小黒見上長尾	高野小黒見上長尾
南	自長尾鼻横繩手	樵大道(原河之際也) 赤尾并葦谷出口之通也
西	赤尾ノ同葦谷出口	赤尾并葦谷出口
東	馬見鼻并横尾	長尾并長尾鼻横尾 <small>馬見鼻</small>
	重經寄進状	將経寄進状・売券

表VI 西福寺敷地の四至表示

来堅固料足として百貫文を受け取り、西福寺に売券(同二一)を出している。売寄進に関しては、須磨千類「美濃立政寺文書について―田島寄進状等の整理と「売寄進」管見―」(『史学雑誌』七八一六一九六九年)を参照。この論文の中で、須磨氏は、二度にわたる寄進について、將経の代になっても依然、地頭側が知行している所があり、それが双方で問題となり、再寄進が行われたのではないかと推測されている。充分考えられることではあるが、私は、二通の寄進状(および將経の売券)の四至表示を比較すると南に相違点が見られることから、南の境界をより明確なかたちで表示するために差図(『福井県史』資料編8中・近世六所収口絵1・「西福寺文書」二〇・図V)を作り、改めて寄進する必要もあつたのではないかと想像している。



図V 西福寺敷地差図

現在、「古文書 所有敷地田畑山林等 第一号」との題簽が付いた卷子本に所収されている。法量は、縦29.3×横47.3(単位:センチメートル)。

(14) 「西福寺文書」二五。

両者の表示を差図で確認すると、重經の場合、南は東の延長にすぎず、特に南西の境界が不明瞭である。これに対し、將経の場合は寺域の「四方揃」が確定され、現在の原地籍13の「西福寺」および「一ノ門前」・「二ノ門前」を完全を含むものとなる。

(15) 応安四年(一二七二)二月二三日、西福寺敷地内における諸役免除を伝える御教書(「西福寺文書」五)が存在するが、発給者を明らかにし得ない(補論参照)。あるいは氣比社・氣比庄・助野保などを領知し、敦賀郡務(職)にあつたと見られる妙香院門跡(「大正新修大蔵經」図像部一二所収「門葉記」巻第一四〇「雑決」下・「天台宗全書」第一六卷所収「華頂要略」巻第五上「御門領」)の關係者であろうか。妙香院は、比叡山飯室不動堂の南東にあり、初め、慈忍の私坊であつたが、のち、御願所として草創されたと伝えられる(「新註近江輿地志略」三二四頁、「増補高島郡誌」五〇五頁、「天台宗全書」第一卷所収「華頂要略」巻第三下「山上山下御本坊殿舎堂塔新古指図」)。当時の院主は、慈濟である(大日本仏教全書「華頂要略」門主伝第一八)。管見では、妙香院は明徳四年(一一三三)頃まで存続していたことが確認できるが(魚澄惣五郎著「古社寺の研究」(星野書店、一九三一年)所収「金光寺文書」同年一〇月三日付青蓮院専道法親王令旨)、応永六年(一三九九)から同三五年(一四二八)にかけて、それまで妙香院領であつた氣比庄・元慶寺・助野保・嶮熊野庄などが青蓮院門跡領として文書に表れてくることから(大日本仏教全書「華頂要略」門主伝第二〇、同補遺第一八、

若越郷土研究 四十三巻四号

「西福寺文書」八〇・八二）、応永の初めには廃絶していた可能性が高い。

(116) 表Ⅳの⑨に記された「高野大日堂田」五反の内二反が、⑦の「大日堂田」二反であることは、両所が別当蘊鏡の売券・地頭方の安堵状をとまなう土地であったことから明らかである（「西福寺文書」三七・七八）。ただ残り三反に⑥の「馬見鼻大日堂之下地」二反が含まれるか否かによって、合計値が異なってくる。しかし、応永二〇年（一四一三）三月一〇日付越前国守護斯波義重安堵寺領下地目録（同四九）や同二六年（一四一九）三月三日付某（山内将経か）田地寄進状案（「敦賀郡古文書」一〇六）、「敦賀市史」史料編第三巻所収「西福寺文書」七八）には、五反の「高野田」が見えることから、西福寺知行分の「高野田」||大日堂田は全部で五反であったと判断し、⑥の「馬見鼻大日堂之下地」二反を三反に含めて算出した。

(117) 「西福寺文書」二六。端裏書の「浄心寄進状」の五文字は、「敦賀郡古文書」七三より補足（註(29)参照）。

(118) 「西福寺文書」二七。

(119) 「西福寺文書」二八。

(120) 「西福寺文書」三〇。

(121) 「西福寺文書」三六。

(122) 「西福寺文書」二二。

(123) 良如は、応永二年（一四〇五）八月五日付置文（「西福寺文書」三七）の中で、浄鎮を顕性の「孫僧」と述べ、浄鎮も同三年（一四二六）一月一日付田地寄進状（同七八）で「祖母顕性禪尼」と記している。

(124) 「西福寺文書」一六。

(125) 当時の安堵料の相場は、反当たり五貫文前後であったと推定される。応永二年（一四一四）二月六日、田井行久は、新道・福井県今庄町新道か）にあつた真福寺へ田地二反を寄進したが、彼もまた「為末代堅固」一〇貫文を受け取っている（「西福寺文書」五五）。この他、地味によって異なるのか、「西福寺文書」五七では、一反大の「未来堅固料」が一〇貫文、同六二では、一反の「未代堅固料」が七貫文となっている。なお、船岡氏は、註(18)前掲論文で、この未来堅固料を一般的安堵の類ではなく、地頭職権の代償的性格が強いものとされる。

(126) 「福井県史」などでは、「やうく」に「要用」と註記しているが、要用なら「ようく」は、「西福寺文書」七・一八・五八）であろう。私は、「廻種々計略」（同二七）・「致種々計略」（同三〇）と対比させて、「やうく」のひけいをいたした「やうく」とは「様々」であると理

解する（「岩波古語辞典」など参照）。

(127) 山内将経は、重書(4)で「又連々等閑も寺家の事なく候之間、きしん状を遣候」と述べているが、ここに記された「等閑」とは、貢租の滞納や未進を指しているのではなく、所領寄進や知行安堵を得るに際し、酒肴沙汰など地頭への働き掛けを疎かにするところがなかったと言っているのではないかと考える。

(128) 船岡氏も、註(18)前掲論文で、浄鎮一族の外護者としての重要性を強調されている。

(129) ただし、施入地が是時名内の田地であることを明示する史料がないことをもって、短絡的に当該地は是時名々田ではないと決論付けることはできない。たとえば、西福寺々領分配目録（「西福寺文書」一三〇）に見える「木崎字八段田」や春庚が買得した「嶋郷和久野村社司免田」（同二七七）は、いずれの名に属したか、目録自体には明記されていないが、それ々が重国名（同四四・一四・一二一）、平内名（同二八〇・一八四）内の田地であったことは、註(52)・(66)でふれた通りである。これは、たとえ名内耕地であっても、時として、そのことを記さない場合もあったことを裏付ける事例と言えよう。

(130) 福井地方法務局敦賀支局架蔵の原地籍図によれば、「一ノ門前」は二筆で一町二反六畝三步、

「二ノ門前」は一七筆で六反九畝一八歩、合計三九筆、一町九反五畝二歩となる。

(131) 応永三三年(一四二五)二月一日、淨鎮は、一期の間の知行を認められていた門前四反田・鐘楼下一反の「下」作得分「三石一斗五升を極楽院領に定めているが(『西福寺文書』七七)、文龜三年(一五〇三)九月一日付西福寺々領目録(同一四九)の極楽院知行分には、それに該当する所領は記されていない。当時、それらは西福寺に返還され、常任分に入っていたものと推察される。

(132) 「領家方」については、補論を参照されたい。
(133) 地頭への貢租を「御年貢」と称した事例は、明応七年(一四九八)二月二日付八田継吉年貢契状(『西福寺文書』一四八)に求められる。

(134) 註(76)でもふれたように、是時・久延両名内の田地をめぐる西福寺と櫛川住人孫大夫(孫権守)との相論(『西福寺文書』一四一)で、「小奉行」中村房信は「郡司被披聞召御成敗之上者、無万雑公事、作職共ニ永代御知行不可有相違候」との証状(同一六一)を西福寺に与えているが、ここに見える「作職共ニ永代御知行」とは、かつて孫大夫が「致子々孫々、作人之事者可預申候」(同一三六)と述べたことを否定する裁決であることは疑いない。したがって、作職を知行すると、作人のことを「預申」す、すなわち作職を進

寺下 是時名と散田(八)

退することに他ならない。

(135) これが、註(131)で述べた「下」作得分(『西福寺文書』七七)であることは言うまでもない。

(136) 「西福寺文書」六三・七三には「道門持分散田」と記されているが、「持分」とは実質耕作に従事する者の所持分耕地と見られることから(同一九・一五三)、道門は、これら散田を自作していた可能性が高いと考える。

(137) 註(49)参照。

(138) 長祿二年(一四五八)一月日付越前国助野保年貢算用状(『醍醐寺文書』九四)によれば、名田は分米高(五四石一斗九升三合)のみで、田積の記載はない。これに対し、散田は、分米高(三九石六斗八升)とともに、田積(六町四反七〇歩)も記されている。また、名田取取分から蔵付・劍宮四目が納められているのに対し、散田分からは地下(社家・免田・正月祝分などが差し引かれている(当時、半済が施行されていたが、(一)内には合計値を示した)。

(139) 天文七年(一五三八)一月吉日付江良浦納所帳(『刀根春次郎家文書』八)によれば、五郎大夫以下六人が散田を保有している(次頁、表Ⅶ)。散田には、米・麦・粟・桑代などの負担義務があったが、名(田)と異なり、「年貢」と「社之初米(ミヤのはつを)」は賦課されていない。江良

浦には、「惣中」として刀祿一人・御百姓三人がいたが(同七・一八)、それ以外にも下人の存在が確認される(同四・五)。五郎大夫らが下人なのか不詳であるが、名(田)と散田とが村落内における身分的格差を示す象徴になっていたことは明らかである。

(140) 宝徳三年(一四五二)三月二日、林元光は、中村前「深河ヌク井ノ上」にあった社家石塚氏の散田一反を西福寺の風呂田として寄進しているが(石塚氏より、当該地は代官であった山室が売却したもの故、認められないとの異議申し立てがあったが、結局、寄進状を出している。林元光の斡旋によるものと見られる)、この土地は、石塚氏の「家領」の一部であった(『西福寺文書』一一八・一三〇)。なお、元龜元年(一五七〇)六月三日付朝倉義景知行宛行状・同月一日付朝倉氏奉行人連署状(『敦賀郡古文書』続集二四・二五、『敦賀市史』史料編第二巻所収「平松文書」三・四)や『氣比宮社記』巻八などによれば、氣比社の社領とともに社家自身の私領の存在が確認される。「社領」と称された社司遺田免田(『西福寺文書』一一二、註(52)参照)などに対し、社家独自の私領とは、東河端氏が地頭職を有した山泉郷(『敦賀郡古文書』続集一一)や「執当殿様御私領に付候」(『刀根春次郎家文書』七)と言

表VII 江良浦の名と散田

	名・散田	年貢	米	麦	粟	桑代	社の初米 (宮の初穂)
①	刀 祢 名			1斗		200文	1升
②	山 本 名	3斗3升				160文	7升5合
③	刑 部 名	2斗1升				130文	2升5合
④	彦 大 夫 名	2斗5升				130文	2升
⑤	五 郎 大 夫		3升5合	5升	2升	16文	
⑥	彦 二 郎		3升5合	5升	1升	16文	
⑦	右 近 三 郎			8升	8升	30文	
⑧	刑 部 二 郎		5合	3升	1升	15文	
⑨	兵 衛 五 郎			8升	2升	70文	
⑩	右 近 太 郎		1升	6升	2升	15文	
⑪	なみかみさんてん		1升				
		7斗9升0合	9升5合	4斗5升0合	1斗6升0合	782文	1斗3升0合

破線より下が散田。

- われた江良浦、さらに先の石塚氏の「家領」などを指すと考えられる。家領が社領とは異なる私領であったからこそ、その中に散田と称される土地が存在し、売寄進することができたのである（『西福寺文書』一一八）。したがって、私は、中世後期、氣比社領の私領化が進行していたとする見解（『敦賀市史』通史編上巻三五―頁・外岡註（52）前掲論文）にはしたがえず、社領とは別に、社家はもと／＼自らの所領を持っており、戦国末期に至っても両者は区別され、併存関係にあったと考えている。すなわち、社家の私領は、社領より派生したものではないということである。
- (141) 神田、註(2)前掲論文。
- (142) 名田と散田とを分かつ規準、あるいは、「名立」の規定などに関しては疑問がある。改めて考察したい。
- (143) 『国史大辞典』の「公事免」・「公事名」の項参照。
- (144) 『敦賀郡古文書』三五―『敦賀市史』史料編第四卷上所収「洞泉寺文書」二。
- (145) 『敦賀郡古文書』三六―『敦賀市史』史料編第四卷上所収「洞泉寺文書」三。
- (146) 『越知神社文書』四五。
- (147) 『戦国大名家臣団事典』西国編の「小泉吉宗」の項参照。
- (148) 『国史大辞典』の「一色田」の項参照。